

DNA型鑑定における不適切事案の 再発防止に係る取組について

令和 8 年 7 月
佐賀県警察

1 DNA型鑑定における不適切事案を防止できなかった要因

特別監察において、県警察職員からの聞き取り、対象職員による鑑定の実施状況の確認、対象職員による鑑定に関連する捜査書類等の確認等が行われた。これらにより把握された事項から考えられる本件不適切事案を防止できなかった要因として、以下が示されている。

1 対象職員の倫理観の欠如と不十分なサポート体制

- ① 適正な鑑定業務に係る職員の倫理観の欠如
- ② 人的課題への組織的な取組の不足
- ③ 風通しのよい組織づくりに係る取組の不足
- ④ 多数のDNA型鑑定による業務負担

2 不適切な鑑定業務を防止するための対策の不足

- ⑤ 鑑定作業の各段階におけるチェック不足
- ⑥ 鑑定資料の不適切な管理
- ⑦ 事後検証を容易とするためのルールの欠如
- ⑧ 鑑定資機材に係る管理・整備の不足
- ⑨ 不適切事案の防止を念頭に置いた制度設計の欠如
- ⑩ 鑑定嘱託所属と科学捜査研究所との連絡体制の不足

3 幹部による不十分な業務管理

- ⑪ 不十分な決裁機能
- ⑫ 不適切な取扱いを抑止する観点からの電子データの管理不足
- ⑬ 整理整頓、業務管理等が不十分な職場環境

2 要因を踏まえた対策

特別監察によって把握した本件不適切事案を防止できなかった3つの要因を踏まえ、次のAからEまでの対策に取り組む必要があるとされている。

県警察においては、県警察の「これまでの再発防止対策の取組」を継続していくほか、更に「今後の取組」も実施していくこととしている。（**3**以降に記載）

また、今後も必要な対策については、随時追加していくこととしている。

A 組織マネジメントと職員サポートの強化

- (1) 人材の育成等人的課題への組織的な取組①②
- (2) 正確な鑑定の重要性に関する教養の徹底①⑨
- (3) 身上把握の徹底①②
- (4) マネジメント教養の機会の提供②③⑨
- (5) 風通しのよい組織づくり③
- (6) 必要な体制の持続的な確保④⑬
- (7) 日々の業務報告及び進捗状況の組織的把握④⑬
- (8) 業務量の調整④⑬
- (9) 不適切事案の防止を念頭に置いた制度設計⑨⑪

B DNA型鑑定作業の厳格化・標準化

- (1) 鑑定作業の複数人によるチェック⑤
- (2) ワークシートの作成等に係る実施要領の明確化⑦
- (3) 決裁時における分析結果及び鑑定書等の確認⑪
- (4) 分析結果の印刷物への分析月日の明示⑪
- (5) 鑑定業務全般の適正性に関する定期的な検証の実施⑤⑪⑫

C 電子データや鑑定資機材の管理の徹底

- (1) 電子データの管理や鑑定資料の取扱いの明確化⑥⑦⑫
- (2) ログ等の検証⑧⑫
- (3) 鑑定作業を行う職場環境の整備⑥⑬
- (4) 鑑定資機材の管理・整備⑧⑫

D DNA型鑑定の適正な運用の徹底

- (1) 「DNA型鑑定の運用に関する指針」に基づく鑑定資料や鑑定書等の取扱いの徹底
- (2) 鑑定の経過の記録及び鑑定の実施の判断に当たっての留意事項の徹底

E DNA型鑑定嘱託の合理的かつ的確な実施

- (1) 鑑定業務の合理化・効率化④⑬
- (2) 警察署との連絡窓口の設置等④⑨⑩

注：各対策欄の丸囲みの数字は、対応する特別監察において認定された要因の番号

3 これまでの再発防止対策の取組【①】

A 組織マネジメントと職員サポートの強化

○ 組織マネジメントに関する取組

- ・ 警察本部全所属の幹部職員に対する指導（R7.8,9,12）

警務部長、首席監察官等が、警察本部の全所属の幹部職員を対象に、業務管理、人事管理及び公文書管理について指導を実施。

- ・ 公文書に関する教養（R7.10、R8.2）
- ・ 特定社会保険労務士によるマネジメント研修（R7.11）
- ・ 久留米大学医学部教授による教養（R7.11）

日本法医学会の前理事長である久留米大学医学部教授による、科学捜査研究所の職員を対象とした倫理教養を実施。

- ・ 日本マイクロソフト株式会社の専門家によるDX・組織管理に関する研修（R8.2）

警察本部の所属長、警察署長等を対象に、業務の合理化・効率化・高度化等に向けたDX推進と、幹部職員のリーダーシップの向上によるマネジメント能力の涵養を目的とした研修を実施。

- ・ 昭和医科大学医学部教授による教養（R8.3）

元最高検察庁刑事部検事である昭和医科大学医学部教授による、幹部職員を対象とした科学捜査の重要性等に関する教養を、また、職員を対象とした適正捜査に関する教養を実施。

- ・ 福岡大学人文学部教授による教養（R8.5）

福岡大学人文学部教授による、科学捜査研究所の職員を対象とした倫理教養を実施。

- ・ 株式会社アテンド代表取締役によるマネジメント研修（R8.5）

幹部職員を対象に、職員が士気高く、その力を十分に発揮できる職場環境の構築、ワークライフバランス推進、職員のメンタルヘルス対策のための管理職の役割等に関する研修を実施。



《マイクロソフト社による組織管理研修》

3 これまでの再発防止対策の取組【②】

A 組織マネジメントと職員サポートの強化

○ 職員サポートの強化

- ・ **科学捜査研究所における個別面談（R7.11,12、R8.5,6）**
科学捜査研究所において、幹部職員が、各職員に対する個別面談を実施し、業務上のストレスとして感じていること及び私生活上の困り事を聞き取るなど身上把握を徹底。
- ・ **科学捜査研究所における少人数ミーティング（R7.9,10、R8.1,6）**
科学捜査研究所において、倫理観、再発防止策の評価・提案、他県警察科学捜査研究所における研修を踏まえた業務改善等について少人数ミーティングを実施。
- ・ **福岡県警察科学捜査研究所への派遣（R7.10～R7.12）**
- ・ **福岡県警察科学捜査研究所幹部職員の招致（R7.10、R8.1）**
福岡県警察科学捜査研究所管理官を招致し、当県警察の鑑定人に対して、鑑定の実施要領や体制、業務管理に関する助言を実施。
- ・ **警察庁広域技能指導官の招致（R7.12）**
他県警察において、法医・鑑識部門に豊富な経験・知見を有する警察庁指定の「広域技能指導官」を当県に招致し、幹部職員、鑑定人、鑑識の担当者、捜査員に対し、業務管理、鑑定技術や現場資料の採取等に関する教養を実施。
- ・ **大分県警察科学捜査研究所における研修（R8.1）**
- ・ **大阪府警察科学捜査研究所における研修（R8.2）**
大阪府警察の科学捜査研究所に幹部職員等を派遣し、DNA型鑑定における業務管理等の研修を実施。
- ・ **事務作業支援担当者の配置（R7.11～：R8.5より3人を配置）**
- ・ **鑑定担当者の2人増員（R8.4～）**
- ・ **鑑定の進捗状況の把握（業務日報の共有）（R7.9～）**
鑑定の進捗状況を的確に把握し、また、鑑定人の業務負担の平準化を図るため、鑑定人において業務日報を作成し、業務予定とその結果について、幹部職員に報告。



《少人数ミーティングの状況》

3 これまでの再発防止対策の取組【③】

B DNA型鑑定作業の厳格化・標準化

- ・ **鑑定嘱託受理時の複数人による鑑定嘱託書と鑑定資料の突合（R7.9～）**
警察署等からの鑑定嘱託の受理時に、複数人の鑑定人等で鑑定嘱託書と鑑定資料を突合。
- ・ **鑑定作業のチェック機能の強化（R7.9～）**
鑑定の各段階（①～⑤）において、担当上司が立ち会い、鑑定作業のチェック機能を強化。
①外観検査時、②鑑定資料の切取り時、③定量検査結果の印刷時、④電気泳動検査結果の印刷時、⑤残余資料の返還時
- ・ **ワークシートの具体的な様式の制定・運用（R7.9～）**
鑑定の斉一性を確保した上で、鑑定作業の一連の経過を記載するほか、必要な書類の作成漏れ等の誤りを防止するため、ワークシートの具体的な様式を制定し、運用を開始。
- ・ **鑑定資料管理簿等による管理（R7.9～）**
- ・ **分析結果の印刷物への分析日時の記載（R7.9～）**
- ・ **幹部職員による電子データと印刷物との突合（R7.9～）**
分析機器（定量機器、電気泳動機器）に保存されている電子データと、定量検査印字資料、電気泳動検査印字資料の突合を無作為に実施。
- ・ **電子データ点検結果表への記載（R7.9～）**
不適切な取扱いを防止するため、幹部職員が、定期的に鑑定機器に保存されている鑑定に係る電子データを確認し、点検結果を電子データ点検結果表に記載。

3 これまでの再発防止対策の取組【④】

C 電子データや鑑定資機材の管理の徹底

- ・ **鑑定資料の出し入れの際の立ち会い（R7.9～）**
鑑定作業中の鑑定資料の紛失等を防止するため、幹部職員が鑑定資料の出し入れの際に立ち会い。
- ・ **鑑定資料管理簿等による管理（R7.9～）**
鑑定資料の紛失や取り違いなどを防止するため、鑑定資料の受領から警察署等への返却までの一連の経過について、鑑定資料管理簿による管理を見直し。
- ・ **長期保管鑑定資料の点検（R7.9～）**
長期保管の鑑定資料の保管状況を定期的に点検した上で、その結果を鑑定資料点検簿に記載。あわせて、鑑定の必要性も点検時に改めて嘱託元に確認し、鑑定が必要ないと認められるものは、鑑定嘱託の中止を検討。
- ・ **鑑定室の作業台等の整理整頓、定期点検等（R7.9～）**

再掲

- ・ 鑑定嘱託受理時の複数人による鑑定嘱託書と鑑定資料の突合（R7.9～）
- ・ 幹部職員による電子データと印刷物との突合（R7.9～）

3 これまでの再発防止対策の取組【⑤】

D DNA型鑑定の適正な運用の徹底

- ・ 鑑定資料や鑑定書等の取扱いの徹底

「DNA型鑑定の運用に関する指針について（通達）」（令和6年5月20日付け佐本鑑発第64号ほか）により示している「DNA型鑑定の運用に関する指針」を遵守し、現場資料の鑑定の際にはなるべく鑑定資料の一部をもって行い、残余資料を適切に保管等すること、鑑定書その他鑑定結果又はその経過等が記録されている書類を適切に保管すること等について徹底

- ・ 鑑定の経過の記録及び鑑定の実施の判断に当たっての留意事項の徹底

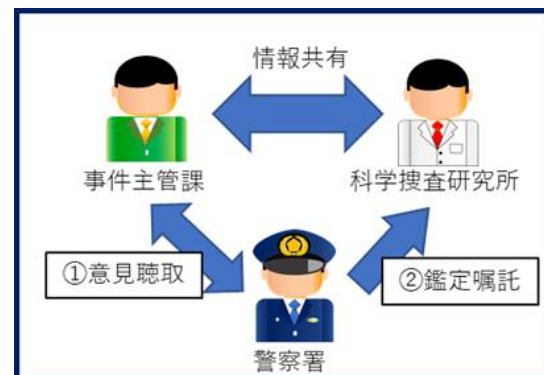
「科学捜査研究所における鑑定実施等要領の制定について（通達）」（令和7年9月8日付け佐本科発第37号ほか）を遵守し、作業記録を適切に作成すること、鑑定資料に含まれるDNA量が微量である場合に適切にDNA型鑑定の実施を判断すること等について徹底

E DNA型鑑定嘱託の合理的かつ的確な実施

- ・ 事件主管課による鑑定嘱託の必要性等に係る意見聴取の試行（R7.10～）

警察本部の事件主管課が、各警察署からの鑑定嘱託について、その必要性等を確認する意見聴取の試行を実施。

- ・ 警察署との連絡・調整窓口の設置（R7.9～）



《鑑定嘱託の必要性等に係る意見聴取概要》

4 今後の取組

再発防止策点検・推進チームの設置

再発防止策の実施状況を点検し、必要な措置を講じるため、警務部警務課長をチームリーダーとする再発防止策点検・推進チームを設置。

鑑定記録（ワークシート）の組織的管理

鑑定の進捗状況の把握を徹底するため、幹部職員が、鑑定実施日毎に一括して鑑定記録（ワークシート）を施設設備のある保管庫で保管。

鑑定担当者の1人増員

佐賀県職員定数条例の改正により、鑑定担当者の定員が1人増となったことから、令和9年4月、鑑定担当者1人を採用予定。

事件主管課による鑑定嘱託の必要性等に係る意見聴取

現在の取組について、鑑定嘱託の実施に係る着眼点を定め、当該着眼点に基づくチェックリストを作成して実施する予定。



《鑑定嘱託の必要性等に係る意見聴取概要》

鑑定機器に係るアクセス権の管理

鑑定機器で行われる不適切な取扱いを防止する観点から、定量機器や電気泳動機器において、それぞれのアクセス権を管理し、また、ログ検証を行う予定。

情報セキュリティも考慮した必要な鑑定資機材の更新・整備

コンピュータウイルス感染対策等、情報セキュリティ対策の観点から、鑑定資機材の更新・整備の措置を検討。